

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子保健法に関する事務 基本項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、母子保健法に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

埼玉県行田市長

公表日

令和4年12月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	行田市は母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は母子保健法第13条の健康診査若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の給付の措置を受けた者又は扶養義務者から徴収する費用に関する事務 ⑪子育て包括支援センター(母子保健型)の事業の実施に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照合と提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内総合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項、別表第一の49の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条第1号ヨ、第30条第8号、第38条の3、第44条第1号ヨ 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二の69の2、70の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3、第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話048-556-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17 行田市健康福祉部健康づくり課 電話048-553-0053

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	所長 森原 秀敏	所長 石川 学	事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年9月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	所長 石川 学	所長	事後	
平成30年9月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年9月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	所長	所長	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策				様式変更に伴い新規記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児の訪問指導や健康診査、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する施策を実施する事務である。</p> <p>番号法においては、別表第一項番49に基づき、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児訪問指導、養育医療等に関する事務に個人番号を用いることになる。</p>	<p>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は母子保健法第13条の健康診査若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の給付の措置を受けた者又は扶養義務者から徴収する費用に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照合と提供を行う。</p>	事後	母子保健情報利活用の本格的運用に伴う変更
令和2年1月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 番号法別表第二 【別表第二による情報提供の根拠】26、56の2、87の項 【別表第二による情報照会の根拠】70の項 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第二の26、56の2、69の2、87の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条第1号ヨ、第30条第8号、第38条の3、第44条第1号ヨ <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号、別表第二の69の2、70の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3、第39条 	事後	母子保健情報利活用の本格的運用に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総合政策部広報広聴課 電話048-556-1111	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総合政策部財産管理課 電話048-556-1111	事後	機構改革に伴う変更
令和2年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17 健康福祉部保健センター 電話048-553-0053	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話048-556-1111	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総合政策部財産管理課 電話048-556-1111	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17 行田市健康福祉部保健センター 電話048-553-0053	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年10月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>行田市は母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は母子保健法第13条の健康診査若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の給付の措置を受けた者又は扶養義務者から徴収する費用に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照合と提供を行う。</p>	<p>行田市は母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は母子保健法第13条の健康診査若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の給付の措置を受けた者又は扶養義務者から徴収する費用に関する事務 ⑪子育て包括支援センター(母子保健型)の事業の実施に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照合と提供を行</p>	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年11月1日	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年11月1日	事後	
令和4年4月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部保健センター	健康福祉部健康づくり課	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	所長	課長	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17 行田市健康福祉部保健センター 電話048-553-0053	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17 行田市健康福祉部健康づくり課 電話048-553-0053	事後	機構改革に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月23日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日	令和4年11月1日	事後	
令和4年12月23日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日	令和4年11月1日	事後	